

福島県フードバンク連絡協議会の目的

2020年2月22日

福島県フードバンク連絡協議会

福島県フードバンク連絡協議会の目的を下記のように定める。

《目的》

フードバンク活動の啓発、普及、フードバンク活動を行う団体の課題の共有と解決、共済、フードバンク活動の展開による食事をとることもままならない生活困窮者などへの支援と食品ロスの削減を図ることを目的とする。(会則第2条)

《活動》

この目的を達成させるために、次の活動を行う。(会則第3条)

- (1) 食事をとることもままならない生活困窮者などへの支援活動
- (2) フードバンク活動の普及・啓発に関する活動
- (3) フードバンク活動を行う団体を対象とした交流会、研修会及び共済活動
- (4) フードバンク活動に関心のある諸機関との連携を充実させる活動
- (5) フードバンク活動及び食のセーフティネット構築に関する研究、提言に関する活動
- (6) その他、必要と認められる活動

《会員》

1. 正会員は、フードバンク活動を行っているか、行う予定がある団体・個人とする。総会に参加し、決議権を持つ。
2. 賛助会員は、フードバンク活動を応援する団体・個人とする。総会に参加することはできるが、議決権は持たない。
3. オブザーバー会員は、フードバンク活動に関する行政の担当部署、フードバンク活動などを調査・研究している研究機関や大学などの研究者、報道機関とする。総会に参加することはできるが、議決権は持たない。

《会費》

会費は無料とする。ただし、寄付は妨げない。